

## 第9章 福祉保健

この章は、主に新潟県福祉保健部が公表している「福祉保健年報」における本市分の生活保護、保育、医療施設などに関する集計結果で構成されています。

### 【用語の解説】

#### 〈生活保護に関する事項〉

##### 生活扶助

飲食、衣服、光熱水費、その他日常生活に必要な費用にかかる保護をいう。

##### 住宅扶助

家賃、地代等にかかる保護をいう。

##### 教育扶助

義務教育に必要な教科書、教材費、給食費等にかかる保護をいう。

##### 介護扶助

介護保険にともなう費用にかかる保護をいう。

##### 医療扶助

診療、薬代、治療材料、施術等の医療（現物給付）にかかる保護をいう。

##### 出産扶助

分娩の介助、分娩前後の処置等にかかる保護をいう。

##### 生業扶助

生業費、技能習得費、就職支度金、高等学校等就学費にかかる保護をいう。

##### 葬祭扶助

葬祭に必要な費用にかかる保護をいう。